

権利関係③

意思表示

○×式確認問題

【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 Bは、Aをだまし、A所有の甲土地を購入した後、すぐにCに転売した。この場合、AがBの詐欺を理由に甲土地の売却の意思表示を取り消しても、Cが甲土地につき登記を得ている場合は、Cが善意有過失であれば、Aは、その取消しをCに対抗することができない。
- 2 AがBに対してした、A所有の土地売却の意思表示がCの詐欺によって行われた場合、AはBが善意のときは、当該意思表示を取り消すことができない。
- 3 A所有の甲土地についてのA B間の売買契約が、双方で通じた仮装のものであった場合、Aの売買契約の動機が債権者からの差し押さえを免れるというものであることをBが知っていた場合に限り、A B間の売買契約は無効である。
- 4 A所有の土地がAからBへと売り渡され、BがCに当該土地を転売した後、AがBの強迫を理由にA B間の売買契約を取り消した。Cが、Bによる強迫について善意有過失のときは、AはCに対し、当該契約の取消しを主張できない。
- 5 AがBに対して土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示が錯誤を理由として無効となる場合、相手方Bはこの売却の意思表示の無効を主張することができる。
- 6 A B間の売買契約が、Aが泥酔して意思無能力である間に締結されたものである場合でも、Aは、当該売買契約を取り消すことができない場合がある。
- 7 A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された場合において、Bは、甲土地は将来地価が高騰すると思い込んで売買契約を締結したところ、実際には高騰しなかったとき、動機の錯誤を理由に本件売買契約を取り消すことはできない。